

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 54 年 3 月から 55 年 4 月まで

私は、国民年金に加入して以降、国民年金保険料を全て納めたはずである。申立期間が未納及び未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金に加入当初の 2 か月と短期間である上、申立人は、国民年金の加入期間において、申立期間①を除き国民年金保険料は全て納付している。

また、申立人の所持する国民年金手帳には、昭和 48 年 3 月 5 日に発行されたことが記載されており、同時点を基準にすると、申立期間①の保険料は現年度納付が可能であり、申立人は、申立期間①直後の保険料を現年度納付していることから、申立期間①の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人は昭和 52 年 2 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、55 年 5 月 7 日に被保険者資格を任意で再取得したことが上記手帳に記載されており、特殊台帳及びオンライン記録と一致することから、申立期間②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間②に係る国民年金の加入手続を行った時期及び具体的な保険料の納付についての記憶が明瞭でなく、納付状況は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号

払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間②の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年2月及び同年3月の保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 4140

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月

私は、申立期間当時、大学生だったため国民年金保険料は母が納付してくれていた。母に確認したところ、保険料は全て納付したとのことなのに、申立期間が未納となっているので納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、申立人の母が納付してくれたと主張するところ、オンライン記録における納付状況及び申立人から提出された平成4年10月以降の国民年金保険料の過年度納付に係る領収証書の発行日により、申立期間の納付書が発行されていた可能性がうかがえることから、申立期間は納付が可能であったと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る保険料を納付したとする申立人の母は、国民年金の加入期間に未納は無く、国民年金制度への意識の高さが認められる上、申立人の申立期間に続く平成4年9月から5年3月までの保険料は6年10月から7年4月にかけて過年度納付されており、過去の未納期間を解消しようと努めていた状況がうかがえる。

さらに、申立期間は1か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年1月21日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、平成4年12月から5年2月までの期間、同年4月、同年7月及び同年9月については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を4年12月から5年2月までは32万円、同年4月及び同年7月は34万円、同年9月は36万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成5年10月1日から7年9月30日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を5年10月から6年9月までは34万円、同年10月から7年8月までは36万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、上記期間のうち、平成6年1月、同年3月、同年5月、同年7月及び同年8月については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成4年1月21日から同年2月1日まで
② 平成4年2月1日から7年9月30日まで
③ 平成7年9月30日から同年10月1日まで

私は、A社に平成4年1月中旬から7年10月1日まで勤務していたのに、厚生年金保険の加入が4年2月からになっており、7年9月が加入期間になっていない。また、ねんきん特別便に記載されている4年2月から7年8月までの納付額は実際に控除された厚生年金保険料よりも低くなっている。当時の給料明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、平成4年1月中旬に入社したと主張しているところ、申立人から提出された同年2月支給の給料明細書（1月分）の「休日出勤手当」欄に「(28、5) 28,500」の記載があることから、申立人は1月28日に休日出勤していることが確認できること並びに申立人及び元同僚（給与計算事務のアルバイトをしていた事業主の義妹）が「給与は20日締めで、25日支払であった。」と供述していることを考え合わせると、申立人は給与の締め日である20日の翌日の4年1月21日にA社に入社したと考えるのが妥当であるところ、上記給料明細書により総支給額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また申立期間①の標準報酬月額は、上記給料明細書により、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②のうち、平成4年2月から5年9月までについては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給料明細書（平成4年12月支給

分から5年9月支給分まで、一部欠落あり。)により、4年12月から5年2月までは32万円、同年4月及び同年7月は34万円、同年9月は36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給料明細書により確認できる標準報酬月額とオンライン記録とが、長期間にわたり相違していることから、事業主は当該期間に係る標準報酬月額を低く届け出、その結果、社会保険事務所は当該標準報酬月額に基づく保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人から給料明細書が提出されていない平成4年2月から同年11月までの期間、5年3月、同年5月、同年6月及び同年8月に係る標準報酬月額については、厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、給料明細書が提出されている期間における厚生年金保険料は、月によって変動していることから、給料明細書が提出されている期間の厚生年金保険料から、給料明細書が提出されていない期間における厚生年金保険料を推認することはできない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②のうち、平成5年10月1日から7年9月30日までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録において、当初、5年10月から6年9月までは34万円、同年10月から7年8月までは36万円と記録されていたところ、A社が休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(7年9月30日)の2日後の同年10月2日付けで5年10月1日の定時決定(34万円)、6年10月1日の定時決定(36万円)及び7年10月1日の定時決定(26万円)を取り消し、5年10月1日に遡って、標準報酬月額を30万円に減額訂正していることが確認できる。

また、申立人から提出された給料明細書(平成5年12月支給分から7年10月支給分まで、一部欠落あり。)により試算される標準報酬月額は、各月とも遡及減額訂正後の標準報酬月額(30万円)を長期にわたり上回っており、事業主が7年10月2日付けで行った減額訂正に係る届出は、事実即した届出とは認められない。

さらに、当該事業所の商業登記簿謄本により、申立人は役員でないことが確認できる上、事業主の妻は、「給与計算や社会保険事務は自分が妹に手伝ってもらって行っていた。代表者印も自分が管理してい

た。」と供述していることから、当該標準報酬月額の変及減額訂正処理に、申立人は関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成7年10月2日付けで行われた標準報酬月額の変額訂正処理は、事実上即時のものとは認められず、社会保険事務所が行った変及減額訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録とは認められない。

したがって、平成5年10月から7年8月までの標準報酬月額は、事業主が当初届け出た標準報酬月額の記録から、5年10月から6年9月までは34万円、同年10月から7年8月までは36万円とする必要がある。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成6年1月、同年3月、同年5月、同年7月及び同年8月に係る標準報酬月額については、申立人から提出のあった給料明細書により、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給料明細書により確認できる標準報酬月額とオンライン記録とが、長期間にわたり相違していることから、事業主は当該期間に係る標準報酬月額を低く届け出、その結果、社会保険事務所は当該標準報酬月額に基づく保険料（変及減額訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間③については、申立人は、平成7年9月30日まで勤務していたと申し立てているところ、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年9月30日の3日後の同年10月3日付けで申立人に係る資格喪失日を同年9月30日とする処理が行われていることが確認できる。

また、申立人については、雇用保険の加入記録が無いことから離職日の確認ができない上、オンライン記録により、申立人と同じく平成7年9月30日に被保険者資格を喪失している者が3人確認できる。

さらに、申立人から提出された平成7年10月支給の給料明細書（9月分）において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は10万9,000円、同年12月3日は8万円、16年7月26日は12万円、同年12月7日は17万3,000円、18年7月31日は18万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成18年7月31日

私は、A社に係る厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与支給明細書(写)により、申立人はA社から申立期間において賞与が支給され、賞与額に見合う標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書により、平成15年7月23日は10万9,000円、同年12月3日は8万円、16年7月26日は12万円、同年12月7日は17万3,000円、18年7月31日は18万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B厚生年金基金及びC健康保険組合は、「当該事業所からは、申立人を含め加入者全員の申立期間に係る賞与支払届出の事実は確認できない。」と回答しているものの、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年7月1日から7年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成7年9月1日から8年3月1日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年3月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年7月1日から7年9月1日まで
② 平成7年9月1日から8年3月1日まで

私は、平成6年7月1日から8年2月末日まで、B（施設）内に所在したC事業所（同事業所の運営会社はA社）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録において7年9月1日に資格喪失となっていることに納得できないので資格喪失日を訂正してほしい。また、同店に勤務していた申立期間においては、25万円以上の給与をもらっていたはずであるので、標準報酬月額の記録についても訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録により、申立人のA社に係る標準報酬月額は、当初、平成6年7月から7年8月までは26万円と記録されていたところ、同社が休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（7年9月1日）の約7か月後の8年3月18日付けで被保険者資格取得時及び7年10月1日の定時決定時の標準報酬月額（いずれも26万円）を取り消し、資格取得日（6年7月1日）に遡って8

万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所において申立期間①当時、被保険者資格を有していた18人のうち、平成8年3月15日に4人及び申立人と同じ同年3月18日に9人の計13人は、標準報酬月額が被保険者資格取得時に遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、閉鎖事項全部証明書により、申立人は役員でないことが確認できる上、元同僚は、「社会保険の事務手続は女性の職員が行っており、申立人は経営にも社会保険事務にも携わっていなかった。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った申立人に係る標準報酬月額の遡及減額訂正処理に合理的な理由は見当たらず、当該記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②については、オンライン記録により、申立人の資格喪失日は、上記遡及減額訂正処理が行われた平成8年3月18日に、A社が適用事業所でなくなった7年9月1日として処理されているが、申立人は、雇用保険の加入記録により、当該事業所を8年2月29日に離職していることが確認できることから、申立人は、申立期間②において継続して勤務していたと認められる。

また、オンライン記録により、申立人と同じく、平成8年3月18日付けで資格喪失日を7年9月1日として処理されている者が7人確認できる上、当該事業所は、閉鎖登記簿謄本によると申立期間②当時、法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険の適用事業所要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が申立人について平成7年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は認められず、当該記録は有効なものとは認められないことから、申立人に係るA社における資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である8年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②における標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 5 月 1 日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成 7 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 4 月 1 日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 平成 7 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 3 月から平成 7 年 3 月末まで A 社に勤務していた。給与明細書を見ると、厚生年金保険料は、昭和 62 年 6 月から平成 7 年 4 月までに支給された各月の給与から合わせて 95 か月間控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録が 93 か月になっており、2 か月不足しているので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間①及び②に A 社に勤務していたことが確認できる。

また、A 社の元事業主は、「申立人は、平成 7 年 3 月 31 日まで勤務していた。」と回答している上、上記雇用保険の加入記録により、申立人の離職日は平成 7 年 3 月 31 日であることが確認できる。

さらに申立人から提出された給与明細書により、申立人は、昭和 62 年 6 月 25 日に支給された給与から初めて厚生年金保険料が控除されていることから、同年 6 月支給の同年 5 月の給与から、同年 5 月分の保険料が控除されたと推認でき、平成 7 年 4 月 25 日支給の同年 3 月給与（給与計算期間は同年 3 月 21 日から同月 31 日まで）から、同年 3 月分の保険料が事業主により控除されたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、給与明細書により、昭和 62 年 5 月は 20 万円、平成 7 年 3 月は 32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年5月1日から20年10月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18年5月から同年8月までは20万円、同年9月から19年6月までは22万円、同年7月から20年9月までは26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の12万6,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を18年5月から同年8月までは20万円、同年9月から20年9月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の平成19年8月8日、同年12月18日及び20年8月8日に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を19年8月8日及び同年12月18日は19万8,000円、20年8月8日は19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年5月1日から20年10月1日まで

- ② 平成 19 年 8 月 8 日
- ③ 平成 19 年 12 月 18 日
- ④ 平成 20 年 8 月 8 日

私の平成 18 年 5 月から 20 年 9 月までの標準報酬月額について、給与に相当する厚生年金保険料が控除されたにもかかわらず、著しく低い金額になっている。賞与に関しては厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金事務所へ届出されていない。過去に遡り全て元に戻すと文書と口頭で説明されたが、既に時効が成立しているため年金給付に反映されないので、訂正してほしい。

第 3 委員会判断の理由

- 1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額の記録は当初 12 万 6,000 円と記録されたが、申立期間①に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の、平成 22 年 11 月 5 日付けで、18 年 5 月から同年 8 月までは 20 万円、同年 9 月から 19 年 6 月までは 22 万円、同年 7 月から 20 年 9 月までは 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（12 万 6,000 円）となっている。

しかし、事業主から提出された賃金台帳（給与・手当等）により、申立期間①のうち、平成 18 年 5 月から 19 年 8 月までの期間及び同年 12 月から 20 年 9 月までの期間は社会保険事務所（当時）に届けられている標準報酬月額に基づく保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、上記賃金台帳により、申立期間①のうち、平成 19 年 9 月から同年 11 月までは、12 万 6,000 円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されているが、同年 12 月及び 20 年 1 月の賃金台帳では、社会保険料調整額の控除が確認できるところ、当該調整額は、当該期間の標準報酬月額をその前後の期間の標準報酬月額と同額（22 万円）であったと仮定して算出した社会保険料額と 12 万 6,000 円の標準報酬月額に基づく社会保険料控除額との差額と一致することから、当該調整額は、19 年 9 月から同年 11 月までの社会保険料控除額に対する調整額であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していた

と認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳により、平成18年5月から同年8月までは20万円、同年9月から20年9月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に標準報酬月額の訂正の届出を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②、③及び④については、オンライン記録において、平成22年11月2日に事業主から賞与支払届が届け出られているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかし、事業主から提出された賃金台帳（賞与等）により、申立人は、平成19年8月8日及び同年12月18日は19万8,000円、20年8月8日は19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②、③及び④の標準賞与額については、上記賃金台帳により、平成19年8月8日及び同年12月18日は19万8,000円、20年8月8日は19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②、③及び④に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間②、③及び④について当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②、③及び④の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間②、③及び④に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月15日であることが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年8月15日まで

私は、昭和19年6月1日から終戦の20年8月15日まで、C（業務）を行う正社員として、A社B事業所に勤務したが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和19年頃、A社B事業所D工場に入社し、C（業務）をした。同社E工場に工場が疎開した後の20年8月15日に終戦を迎え、工場も閉鎖した。19年と20年の二夏を同社で過ごしている。終戦の前年である19年12月に地震があり、F（地名）近辺やD工場が被害を受けたことを覚えている。」としており、この供述は、具体性があり信憑性が認められる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び同索引票において、厚生年金保険の被保険者の氏名が「G」である記号番号があるところ、申立人は、申立期間当時、「G」と名乗っていたと供述しており、生年月日も一致している上、申立期間以降に被保険者資格を取得した際の氏名は「H」（婚姻後）であることが確認できることから、当該記号番号は、申立人がA社B事業所に勤務した当時に払い出されたものと推認できる。

しかし、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び同索引票によると、申立人は、昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は保管されておらず、申立人の記録は

確認できない。

また、当該事業所の被保険者名簿を管理していた社会保険事務所（当時）は、戦災により上記被保険者名簿については全て焼失したことから当該被保険者名簿の復元を行ったとしているが、当時、復元が完全に行われなかったことがうかがわれ、申立人の被保険者記録も復元時に欠落したものと推認できる。

なお、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び同索引票において、申立人の厚生年金保険台帳記号番号が昭和 19 年 6 月 1 日付けで払い出されていることについて、同年 6 月に施行された厚生年金保険法において、同年 6 月から同年 9 月までは、同法の適用準備期間として厚生年金保険法の被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料の徴収は同年 10 月から開始することが定められている。

これらの事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実と則した記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言ふべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、及び申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないことなどの諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、A社B事業所が終戦により事業停止したことが確認できるため、申立人の供述どおり 20 年 8 月 15 日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られるなど、記録の不完全性が明らかなる場合には、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月2日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に、B社（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和45年8月1日から同年8月15日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、同年8月1日であると認められることから、当該期間に係る資格取得日の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月2日から同年5月1日まで
② 昭和45年8月1日から同年8月15日まで
③ 昭和52年12月1日から53年2月1日まで

私は、昭和32年4月19日から51年2月1日まで、D社及びその関連会社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録に欠落がある。また、52年7月1日にE社に入社し、社名がF社に変わったが、53年2月1日まで勤務地も仕事内容も変わることなく継続して勤務していたのに、社名が変わった時期が厚生年金保険に未加入となっている。調査して、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録及びD社から提出された退職連絡簿から判断すると、申立人は同社の関連会社に継続して勤務し（昭和40年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間①に係る厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和40年5月の社会保険事務所（当時）の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、B社は昭和40年5月1日から厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①は適用事業所ではなかったことが確認できる。ところが、当該事業所に係る閉鎖登記簿謄本により、同事業所は同年4月1日に法人として会社設立していることが確認できる。また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、当該事業所が適用事業所に該当することとなった同年5月1日において、厚生年金保険の被保険者は27人であったことが確認できることから、当該事業所は申立期間①において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主は、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に対して適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人は、昭和45年8月15日にA社における被保険者資格を取得したことになるが、申立人から提出されたA社への出向に係る辞令、D社から提出されたG厚生年金基金台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はD社の関連会社に継続して勤務し（45年8月1日にB社からA社に異動）、申立期間②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年8月1日に訂正することが必要である。

3 申立期間③については、申立人の雇用保険の加入記録によると、E社における離職日は昭和52年11月30日、F社における資格取得日は同年12月1日と記録されていることから、申立人が申立期間③にF社に勤務していたことが認められる。

しかし、F社の事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和53年2月1日に厚生年金保険の任意適用事業所となっていることから、申立期間③は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、E社における厚生年金保険の被保険

者資格喪失後に、F社において、同社が適用事業所となった昭和 53 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得している 4 人は、いずれも申立期間③において厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

さらに、F社は、「当時の資料は処分しているため、申立人の申立期間③における保険料の控除については不明である。」と回答している上、ほかに申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成6年7月7日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月1日から6年7月7日まで

私のA社の資格喪失日は、年金事務所の記録では平成5年6月1日となっているが、私は同社を6年7月7日に退職しているので、調査の上、資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、当初、平成6年7月7日と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（6年7月7日）より後の同年11月17日付けで、資格喪失日の記録を取り消した上、同年12月1日付けで資格喪失日が5年6月1日に遡って訂正されていることが確認できる。

また、平成6年12月1日付けで、被保険者資格喪失日の記録を5年6月1日に遡って訂正されている者が多数確認できる。

さらに、当該事業所に係る申立人の雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和58年4月1日に資格を取得し、平成6年6月20日に離職していることが確認できる上、当該事業所の元同僚は、「申立人はB（部門）のC（役職）であり、社会保険担当役員ではなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日については、当該訂正処理前の申立人の資格喪失日である6年7月7日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間における当該訂正処理前のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年2月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年2月は7万2,000円、同年3月から同年5月までは7万6,000円、同年6月は9万2,000円及び同年7月から同年9月までは10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月3日から46年11月1日まで
② 昭和50年10月1日から51年2月23日まで
③ 昭和61年2月3日から平成元年3月1日まで

私は、昭和45年11月3日から51年2月23日まではA社で、また、61年2月3日から平成元年2月末日まではB社で勤務した。申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額に比較して著しく低いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、昭和46年2月1日から同年10月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給与明細書により、同年2月は7万2,000円、同年3月から同年5月までは7万6,000円、同年6月は9万2,000円及び同年7月

から同年9月までは10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和45年11月3日から46年2月1日までの期間及び同年10月1日から同年11月1日までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、報酬月額に見合う標準報酬月額と保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②のうち、昭和50年11月1日から51年2月23日までの期間については、事業主から提出された同年2月28日付け社会保険事務所の確認印がある健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、資格喪失時の標準報酬月額がオンライン記録と一致する17万円となっており、資格喪失直前の算定基礎届（50年10月1日定時決定）は標準報酬月額17万円で届け出られたものと推認できる。

また、申立人は標準報酬月額を算定する際に歩合給が含まれていないと主張しているが、申立人から提出されたA社の歩合給支給明細書において、厚生年金保険料は控除されていない。

さらに、当該事業所は、「申立人の申立期間②に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額が分かる賃金台帳等の関連資料を保有していない。」と回答していることから、申立人の申立期間②のうち、昭和50年11月1日から51年2月23日までの期間の保険料控除について確認できない上、当該事業所において、申立期間②に厚生年金保険の加入記録がある元同僚11名のうち、所在が判明し回答を得ることができた4名のうち3名は、「申立期間②当時、自分の厚生年金保険の標準報酬月額について不自然さは無かった。」とし、ほかの1名は「標準報酬月額と実際の報酬月額に差異があった。」としているものの、勤務期間が2か月未満の短期で、給与明細書等の提出が無く、標準報酬月額と実際の報酬月額との差異について確認することができない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に記録訂正の形跡は無く、記録管理に不自然さは認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②のうち、昭和50年11月1日から51年2月23日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、申立期間②のうち、昭和50年10月1日から同年11月1日までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、報酬月額に見合う標準報酬月額と保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額を下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間③について、申立人が所持するB社の歩合給明細には、元同僚4名について月々約17万円から約124万円までの歩合給が支給されていることが確認できるが、申立人及び元同僚のオンライン記録によれば、標準報酬月額と歩合給が連動していないことが確認できる上、当該事業所の元役員は、「申立期間③当時、標準報酬月額の算定に歩合給を含めていなかったと思う。」と回答しており、当該事業所は、標準報酬月額を算定する届出に歩合給を含めていなかったことが推認できる。

また、当該事業所は、平成10年11月2日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間③当時の保険料控除を確認できる賃金台帳、源泉徴収票等の関連資料は不明である上、当時の事業主から協力を得られず、申立人の保険料控除について確認することができない。

さらに、元同僚及び当該事業所の歩合給明細に氏名のある5名のうち、所在が判明し回答を得ることができた3名のうち2名は、「申立期間③当時、自分の厚生年金保険の標準報酬月額について不自然さは無かった。」としており、ほかの1名は、「標準報酬月額と実際の報酬月額に差異があった。」と供述しているものの、給与明細書等の提出が無く、標準報酬月額と実際の報酬月額との差異について確認することができない。

加えて、上記歩合給明細に氏名があり、申立期間③に年金記録のある元同僚5名の標準報酬月額は、初年度は26万円又は28万円であり、給与の改定後は28万円又は30万円となっており、申立人と比較しても標準報酬月額に不自然さは無く、当該事業所に係るオンライン記録においても、申立人の標準報酬月額等の記録訂正の形跡も見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における労働者年金保険被保険者の資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は18年1月30日であると認められることから、当該期間における労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

また、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和24年6月1日、資格喪失日は25年9月1日であると認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和17年6月1日から18年1月30日まで
② 昭和24年6月1日から25年9月1日まで

私の夫が、C社(現在は、D社)の前後に勤務していた会社の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。当時の給与明細書などは残っていないが、夫は厚生年金保険に加入していたことは間違いないので調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、労働者年金保険被保険者台帳索引票により、申立人と氏名及び生年月日が同一の基礎年金番号に統合されていない労働者年金保険被保険者台帳記号番号(E)が払い出されており、当該記号番号は、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿にお

いて、昭和 17 年 3 月 1 日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、18 年 1 月 30 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できる D 社から提出された申立人に係る従業員名票によれば、保証人欄に「F」、職業欄に「昭和 17 年 12 月から 18 年 7 月まで叔父ノ請負作業」と記載されているところ、上記被保険者名簿において、申立人の叔父である F 及び申立人の氏名が確認できる上、申立人の妻は、「叔父と一緒に G（業種）の仕事をしていたと夫から聞いたことがある。」と供述していることから、当該労働者年金保険の被保険者記録は、申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における労働者年金保険の被保険者資格は、上記被保険者名簿では取得日が昭和 17 年 3 月 1 日とされているが、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）は 17 年 6 月 1 日から適用が開始されていることから、資格取得日は同年 6 月 1 日、資格喪失日は 18 年 1 月 30 日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、当該未統合記録から、60 円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、厚生年金保険被保険者台帳索引票により、申立人と氏名及び生年月日が同一の基礎年金番号に統合されていない被保険者台帳記号番号（H）が払い出されており、当該記号番号は、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 24 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25 年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において、申立期間①と同様に申立人の叔父である F 及び申立人の氏名が確認できることから、当該厚生年金保険被保険者記録は、申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、申立人の B 社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 24 年 6 月 1 日、資格喪失日は 25 年 9 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、当該未統合記録から、7,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年12月25日、17年7月8日、同年12月9日、18年7月10日、同年12月8日、19年7月10日、同年12月10日、20年7月10日及び同年12月10日において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を16年12月25日は42万3,000円、17年7月8日は39万1,000円、同年12月9日は41万6,000円、18年7月10日は39万円、同年12月8日は41万4,000円、19年7月10日は39万5,000円、同年12月10日は43万4,000円、20年7月10日は44万3,000円及び同年12月10日は52万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月25日
② 平成17年7月8日
③ 平成17年12月9日
④ 平成18年7月10日
⑤ 平成18年12月8日
⑥ 平成19年7月10日
⑦ 平成19年12月10日
⑧ 平成20年7月10日
⑨ 平成20年12月10日
⑩ 平成21年7月10日

私は、A社から支給された申立期間①から⑤までの標準賞与額の記録が無く、申立期間⑥から⑩までの標準賞与額が給与支給明細書と相違しているのを調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人から提出された申立期間の賞与に係る給与支給明細書により、申立人は、申立期間①から⑩までにおいて、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑨までに係る標準賞与額については、上記明細書により、平成16年12月25日は42万3,000円、17年7月8日は39万1,000円、同年12月9日は41万6,000円、18年7月10日は39万円、同年12月8日は41万4,000円、19年7月10日は39万5,000円、同年12月10日は43万4,000円、20年7月10日は44万3,000円及び同年12月10日は52万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①から⑨までに係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間⑩に係る標準賞与額については、上記明細書により、賞与額に見合う標準賞与額と保険料控除額に見合う標準賞与額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準賞与額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成8年4月から同年11月までは59万円、同年12月から9年6月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から9年7月17日まで

私は、年金事務所で、A社における申立期間に係る標準報酬月額が資格喪失後に減額訂正されている旨の説明を受けた。私は、同社の取締役であったが、当該減額訂正処理に関与していないので、申立期間の標準報酬月額を訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年4月から同年11月までは59万円、同年12月から9年6月までは50万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月17日より後の同年8月19日付けで、8年4月1日に遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本により、申立人は当該遡及訂正処理が行われた平成9年8月19日には同社の取締役であったことが確認できるが、申立人は雇用保険に加入している上、同社の元従業員は、「厚生年金保険関係の事務は代表取締役社長が行っており、申立人は、当該事務に関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成8年4月から同年11月までは59万円、同年12月から9年6月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社に平成13年4月1日から15年3月31日まで勤務し、同年4月支給の給与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の資格喪失日に係る記録は同年3月31日となっているので、これを同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人はA社を平成15年3月31日に離職していることが確認できる。

また、A社の監査役である事業主の妻の供述及び申立人から提出された入社月分に係る給与支給明細書により、当該事業所の厚生年金保険料の控除は翌月控除であると推認できることから、申立人から提出された平成15年4月支給の給与支給明細書において控除されている厚生年金保険料は、同年3月分であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成15年4月の給与支給明細書から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が資格喪失日を平成15年3月31日と届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成5年8月から6年7月までは50万円、同年8月から同年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは56万円、同年10月から同年11月までは59万円、同年12月から8年6月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から8年7月23日まで
私は、A社での厚生年金保険の標準報酬月額が、実際にもらっていた給料よりも低くなっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額については、当初、平成5年8月から6年7月までは50万円、同年8月から同年10月までは53万円（上限）、同年11月から7年9月までは56万円、同年10月から同年11月までは59万円（上限）、同年12月から8年6月までは41万円と記録されていたが、A社が休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月23日の直後の同年7月25日付けで、7年10月1日の定時決定（59万円）及び同年12月1日の随時改定（41万円）を取り消し、同年10月1日に遡って9万8,000円に減額訂正し、その約1か月後の8年9月3日付けで、同年7月23日の資格喪失日を一旦取り消した上で、5年8月1日の随時改定（50万円）、6年8月1日の随時改定（上限の53万円）及び7年10月1日の定時決定（9万8,000円）を取り消し、5年10月1日の定時決定を47万円、6年10月1日の定時決定を50万円、7年10月1日の定時決定を9万8,000円（8年7月25日付けで遡及減額訂正した額）に遡及して減額訂正し、5年8月から同年9月までは、44万円に引き下げられている。

また、申立人と同じく平成8年7月23日に資格喪失した被保険者6名は、オンライン記録により、申立人と同様に同年7月25日付け及び同年9月3日付けの2度にわたり標準報酬月額の遡及訂正処理がなされていることが確認できるほか、6年5月7日から8年7月22日までの間に資格喪失している60名のうち、51名に申立人と同様に同年9月3日付けで標準報酬月額の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、雇用保険の加入記録及び閉鎖登記簿謄本により、当該事業所の役員ではないことが確認できる上、元共同代表取締役の1名は、「社会保険事務所に対する事務は別の取締役が行っていた。」と回答し、また、他の1名は、「申立人は、当該事業所ではB（職種）であり、社会保険に関する業務に携わっていなかった。」と供述している上、複数の元同僚も、「申立人は、当該事業所ではB（職種）であった。」と供述していることから、申立人は、当該遡及訂正処理には関与していなかったと認められる。

加えて、当該事業所の平成7年3月期決算における未払金内訳書により、当該事業所では社会保険料の滞納があったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間に係る標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年8月から6年7月までは50万円、同年8月から同年10月までは53万円（上限）、同年11月から7年9月までは56万円、同年10月から同年11月までは59万円（上限）、同年12月から8年6月までは41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年5月1日から11年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を10年5月は32万円、同年6月から同年7月までは41万円、同年8月は38万円、同年9月から同年12月までは41万円、11年1月から同年7月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成11年8月1日から13年10月1日までの期間、15年10月1日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から16年1月28日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を11年8月から13年9月までは32万円、15年10月は16万円、同年12月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、平成11年8月から13年9月までは履行していないと認められ、15年10月及び同年12月は明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月1日から11年8月1日まで
② 平成11年8月1日から16年1月28日まで

私は、A社及びB社に、C（業務）を業務とするD（職種）として勤務した。日本年金機構から送付されてきた書類によると、申立期間

における厚生年金保険料額と給与明細書の保険料控除額は、金額に相違がある。調査の上、保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、A社における標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出されたA社における給与明細書により、申立期間①のうち、平成10年5月は32万円、同年6月から同年7月までは41万円、同年8月は38万円、同年9月から同年12月までは41万円、11年1月から同年7月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成10年4月については、当該給与明細書により、報酬月額に基づく標準報酬月額と保険料控除額に基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額を下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②については、申立人は、B社における標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することと

なる。

したがって、申立人から提出されたB社における給与明細書により、申立期間②のうち、平成11年8月から13年9月までは32万円、15年10月は16万円、同年12月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間のうち、平成11年8月から13年9月までに係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無く不明としているが、申立人の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主が申立期間のうち、平成15年10月及び同年12月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無く不明としており、同年3月以降、申立人の給与支給額が大幅に減額されている上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成13年10月から15年9月までの期間及び同年11月については、当該給与明細書により、報酬月額に基づく標準報酬月額と保険料控除額に基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成11年6月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成11年10月1日から12年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年6月1日から12年8月1日まで
② 平成14年5月1日から15年7月1日まで

私は、A社に係る厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時の給与支給額よりも著しく低くなっている。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成11年6月1日から同年10月1日までの期間については、オンライン記録により、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、18万円と記録されていたところ、同年9月6日付けで、資格取得時の標準報酬月額（18万円）を訂正し、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日である同年6月1日に遡って14万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の記録訂正日（平成11年9月6日）と同日又は同年9月3日付けで、当該訂正日以前に資格喪失している者も含め、資格取得時の標準報酬月額の記録、並びに10年7月

から 11 年 7 月までの随時改定及び定時決定を取消し（訂正）し、標準報酬月額が減額訂正されている者が 160 人以上確認できる。

さらに、申立人から提出された平成 11 年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料等の社会保険料の試算合計額に符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録訂正は事実即したものと考え難く、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、有効なものとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、18 万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間①のうち、平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 8 月 1 日までについては、申立人から提出された 11 年分及び 12 年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、18 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料等の社会保険料の試算合計額に符合することから、当該期間について、申立人が、その主張する標準報酬月額（18 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②については、申立人から提出された平成 14 年分及び 15 年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額（16 万円）に基づく厚生年金保険料等の社会保険料の試算合計額と符合する。

このほか、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額（34 万円）に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4141

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月まで
私は、自分で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時居住していたA市の国民年金保険料に係る年度別納付状況リスト（昭和 59 年 5 月現在）によると、申立期間の保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致している上、申立人は、申立期間の保険料の納付方法を具体的には覚えていないと述べていることから、申立期間当時の納付状況は不明である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以外にも未納がある上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から58年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から58年8月まで

私は、昭和58年9月26日にA市からB市へ転居した後、B市役所から「過去に国民年金保険料の未納期間がある。」との通知があり、一緒に送付されてきた納入通知書で、申立期間の保険料を納付したのだから、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C銀行D出張所で普通預金から20万円ぐらい引き出し、昭和58年10月頃にB市役所で申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、同時点で、申立期間のうち56年7月から58年3月までの保険料は過年度納付となり、同市役所では納付することができない上、オンライン記録、特殊台帳及びB市の国民年金被保険者名簿に申立期間の保険料を納付した形跡は見当たらない。

また、オンライン記録によれば、申立人は、昭和58年9月28日に国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失している上、申立人が申立期間の保険料を納付したとする同年10月の時点を基準とすると、申立期間のうち56年6月以前の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間以外にも未納がある上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から47年5月までの期間及び同年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から47年5月まで
② 昭和47年10月から49年3月まで

私の国民年金は、隣組がまとめて国民年金の加入手続を行い、母が申立期間①の国民年金保険料を隣組の集金人に納付したはずである。また、結婚後の申立期間②については、夫が3か月ごとに市役所で夫婦の保険料を一緒に納付していた。申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、隣組がまとめて国民年金の加入手続を行い、申立人の母が隣組の集金により申立期間①の国民年金保険料を納付したと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年10月1日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の所持する国民年金手帳の発行日から、申立人は同年10月頃に加入手続を行ったものと推認できることから、申立人の申述と相違する上、申立人が加入手続を行った同年10月の時点では、申立期間①の保険料は、時効により納付することはできない。

また、申立期間②について、申立人は、申立人の夫が3か月ごとにA市役所で夫婦の保険料を一緒に現年度納付していたと申述しているが、申立人が加入手続を行った昭和49年10月時点において、申立期間②の保険料は過年度納付となり、同市役所では納付することができない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の申立期間①及び②は未納と記録されており、オンライン記録とも一致している上、オン

ラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間①及び②の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から58年1月までの国民年金保険料及び同年2月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年9月から58年1月まで
② 昭和58年2月から61年3月まで

私は、昭和58年2月にA市役所B支所で国民年金の加入手続を行った際、55年9月から58年1月までの国民年金保険料を遡って一括納付した。また、同年2月から61年3月までの付加保険料を、定額保険料と同様にC郵便局で納付した。申立期間①が未加入及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年2月に国民年金の加入手続を行った際、申立期間①の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿には、申立人が国民年金の被保険者資格を同年2月18日に任意で取得したことが記載されており、オンライン記録と一致する上、申立人は申立期間①当時、厚生年金保険被保険者の配偶者であることから、申立期間①は国民年金の任意加入対象期間となり、申立人の加入手続時点では遡って任意加入することはできないことから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立期間②については、申立人は国民年金の定額保険料及び付加保険料をC郵便局で別々の納付書を使用して毎月納付していたと申述しているが、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿には、申立人が付加保険料の納付の申出を行ったとする形跡は見当たらない上、申立期間②当時、A市では郵便局において現年度保険料を納付することはできなかったこと

から、申立人の申述と相違する。

さらに、申立期間②当時、A市では既に納付書方式を採用しており、国民年金保険料の納付書は、定額保険料及び付加保険料の合計額を一枚の納付書で納付する仕組みであったことが確認できることから、定額保険料と付加保険料は合わせて納付済みとなるはずであり、付加保険料についてのみ未納となることは考え難い。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①の保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

私は、平成10年4月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、9年11月から10年3月までの国民年金保険料を納付した。同年10月に同市役所で国民健康保険の加入手続を行おうとしたところ、国民年金保険料を納付しなければ国民健康保険に加入できないと言われ、私の母が同年4月からの未納の国民年金保険料をまとめて納付し、その後は毎月納付してくれていたのに、申立期間が未納となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が申立人及び申立人の兄の申立期間に係る国民年金保険料を一緒に納付したと主張するところ、オンライン記録において、申立人及び申立人の兄の平成13年4月以降の保険料納付日は一致しているものの、それ以前の期間の納付状況は異なっており、申立人の母が、申立人及び申立人の兄の保険料を一緒に納付していたとは認め難い上、申立期間の保険料を一緒に納付したとする申立人の兄は、申立期間のうち10年5月以降の期間は未納である。

また、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4487

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで

私は、ねんきん特別便で申立期間の標準報酬月額が 13 万 4,000 円に急落していることを知ったが、A社は、実兄が経営していた会社であり、同社に大学卒業後入社し、申立期間当時は常務取締役として、B（業務）とC（業務）に従事し、申立期間もその前後の期間も業務内容に変化は無く、申立期間の標準報酬額の記録は間違いであると思うので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の倒産時の代表取締役は、「申立人は、D（資格）等複数の国家資格を有しており、大学卒業後入社している。申立人の申立期間における標準報酬月額が 13 万 4,000 円ということであるが、これは中高卒で入社した者の給与に相当し、申立人がこのように低い給与である訳がなく、申立期間はその前後の 34 万円と記録している期間と同額で届出を行った。」と供述しているものの、「倒産のため、関係資料等が手元に無く提出できない。」と回答している上、当該事業所が税務事務を委託していた税理士事務所では、「申立人に係る給与関係資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、当該事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録内容には、記録を訂正した形跡は無く、記録管理に不自然さは認められない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 19 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 46 年 2 月 20 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社が承継）に入社し、申立期間当時はC（業務）を担当し、合併等により社名は変わったが、定年退職まで一つの会社で勤務した。その間、給与が下がったことはないのに、転勤があった時期に3回標準報酬月額が下がっているのは納得できない。申立期間前後の期間の標準報酬月額は同じ額となっており、申立期間もこの金額と同額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「申立期間①前後の標準報酬月額が3万9,000円であるのに対し、3万6,000円に減額になっているのは納得できない。」と主張している。

しかし、B社は、「申立期間①当時の関係資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、申立人がA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、当該事業所に転勤となった6名の資格取得時の標準報酬月額と転勤前の事業所での資格喪失時の標準報酬月額を調査した結果、1名が減額、3名が同額、2名が増額となっており、申立人の標準報酬月額のみ著しく不自然であるという事情は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原

票において、申立人の標準報酬月額記録は、資格取得時の昭和 41 年 3 月 19 日に 3 万 6,000 円とされ、同年 10 月 1 日の定時決定で 3 万 9,000 円となっていることが確認でき、記録が遡及訂正されているなどの形跡は無く、記録管理に不自然さは無い。

このほか、申立期間①において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、「申立期間②前後の標準報酬月額が 8 万 6,000 円であるのに対し、7 万 2,000 円に減額になっているのは納得できない。」と主張している。

しかし、B社は、「申立期間②当時の関係資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間②に係る保険料の控除額について確認できない。

また、申立人がA社D工場において厚生年金保険の被保険者資格を取得する前に当該事業所に転勤となった5名の資格取得時の標準報酬月額と転勤前の事業所での資格喪失時の標準報酬月額を調査した結果、1名が減額、4名が同額となっており、申立人の標準報酬月額のみ著しく不自然であるという事情は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る申立人の被保険者原票において、申立人の標準報酬月額記録は、資格取得時の昭和 46 年 2 月 20 日に 7 万 2,000 円とされ、同年 7 月 1 日の随時改定で 8 万 6,000 円となっていることが確認でき、記録が遡及訂正されているなどの形跡は無く、記録管理に不自然さは無い。

このほか、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、「申立期間③前後の標準報酬月額が 13 万 4,000 円であるのに対し、12 万 6,000 円に減額になっているのは納得できない。」と主張している。

しかし、B社は、「申立期間③当時の関係資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間③に係る保険料の控除額について確認できない。

また、申立人がB社E事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した以後に当該事業所に転勤となった10名の資格取得時の標準報酬月額と転勤前の事業所での資格喪失時の標準報酬月額を調査した結果、3名が減額、5名が同額、2名が増額となっており、申立人の標準報酬

月額のみ著しく不自然であるという事情は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る申立人の被保険者原票において、申立人の標準報酬月額の記録は、資格取得時の昭和 48 年 4 月 1 日に 12 万 6,000 円とされ、同年 10 月 1 日の定時決定で 13 万 4,000 円となっていることが確認でき、記録が遡及訂正されているなどの形跡は無く、記録管理に不自然さは無い。

このほか、申立期間③において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4489 (事案 3030 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月1日から27年4月1日まで

私は、A社が倒産した後、同社の元請けであるB社C出張所に継続して勤務していた。申立期間は、A社の寮に住み込みながら、B社の仕事をしていた。A社の記録は、前回の申立てで昭和25年7月1日まで厚生年金保険の被保険者期間として認められたことから、B社C出張所の申立期間を同年7月1日から27年4月1日までに訂正して再申立てするので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 元同僚は、「申立人は、傭人を経て、昭和27年4月に正式採用となっているが、23年から27年までの5年間は、正規の採用を行っていなかった。」と供述していること、ii) 別の元同僚は、「申立人は、当初、現場傭人として採用されており、臨時職員の期間は当時、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していること、iii) B社が保管する人事記録により、申立人は、同年4月1日に準社員として入社していることが確認できる上、雇用保険の加入記録と厚生年金保険の記録が一致することなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成23年1月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、上記元同僚は、「申立人は申立期間において当該事業所に勤務していた。」と供述していることから申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社D(部門)は、「採用は、本社採用と支店採用があり、人事カードの「入社前職歴」欄は、勤務実態があれば通常、記載している例

が多いが、申立人の人事カードにはその記載が無いことから、勤務期間を判断することができない上、保険料控除があったことを確認できる資料が無い。」と回答している。

また、申立人のB社E支店において払い出された厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、その払出簿により、当該事業所における資格取得年月日を昭和27年4月1日として払い出されたことが確認でき、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4490

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 16 日から 62 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 61 年 7 月 16 日に A 社から子会社の B 社へ出向したが、出向先における申立期間に係る標準報酬月額が 47 万円から 36 万円に下がっている。給与支給明細書を提出するので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された B 社における昭和 61 年 7 月、同年 9 月から 62 年 7 月までの期間及び同年 9 月の給与支給明細書により確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 61 年 8 月及び 62 年 8 月については、給与支給明細書が無い上、B 社は、当該期間の給与関係書類は保存していないと回答していることから、当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 25 日から 53 年 8 月 30 日頃まで
私は、A社の社員として、昭和 53 年 8 月 30 日頃までB社に出向勤務していたが、51 年 3 月 25 日以降の厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員名簿により、申立人は当該事業所に在籍し、B社へ出向により昭和 49 年 4 月 1 日から 51 年 3 月 25 日までの期間について勤務していたことが確認できる上、申立人の雇用保険の加入記録により、申立人のA社における離職日は、同年 3 月 25 日であること、及び申立人に離職票が交付されていることが確認できる。

また、A社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人は、昭和 49 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、51 年 3 月 25 日に資格喪失していることが確認でき、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致する上、上記「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人が健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、出向先であるB社は、「申立期間において申立人を雇い入れた記録は無い。」と回答しており、当該事業所の被保険者名簿に申立人の被保険者記録は確認できない。

加えて、A社から提出された従業員名簿により、申立期間当時にB社に出向し、厚生年金保険の被保険者資格を有しており、連絡先が判明した8名に照会した結果、7名から回答があり、そのうち1名は、「申立人と同

姓の人がいたことを覚えているが、勤務していた期間は不明である。」と供述しており、ほかの6名は、申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年頃から 53 年 7 月 3 日まで

私は、昭和 48 年頃から A 事業所（名称変更後は、B 社）に勤務し、その後、C 組合に勤務したが、同組合が倒産し、再び A 事業所に勤務した。申立期間に健康保険被保険者証を使った記憶があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の妻及び複数の元同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人は、C 組合において厚生年金保険被保険者資格を取得する前から A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、元事業主の妻は、「申立人は当初、臨時で入社したので、厚生年金保険には加入していないと思う。」と回答しているところ、同氏が保管する雑記帳には、「A 事業所退社 53 年 5 月～54 年 12 月 C 組合 * 54 年 12 月 21 日再雇用 59. 4. 30 退職 59. 5. 24 書類送付済」と記載されており、申立人の氏名の上に「臨時」と記載されていることが確認できる。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚について、元事業主の妻は、「申立人と同様に臨時で入社した。」と回答しているところ、オンライン記録によると、当該元同僚の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は申立人と同日の昭和 53 年 7 月 3 日である上、当該元同僚は、同年 7 月 3 日以前は国民年金に加入し、同年 6 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人の C 組合における厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、その払出簿により、昭和 53 年 7 月 10 日に払い出され、資格取得日は同年 7 月 3 日であることが確認できる。

加えて、元事業主の妻は、「給与明細書等保険料控除を確認できる資料は、保存期間が経過しているため、既に廃棄している。委託していた社会保険労務士も死亡しているため、資料の所在が分からない。」と回答しており、申立期間の申立人の保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4493（事案 2223 及び 3473 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 10 日から 37 年 7 月 1 日まで

私が、申立期間に A 社に在籍したことは会社も認めており、当時の給与支給の際、給与明細書から何か控除されていることは覚えており、それが厚生年金保険料であったのかはっきりした記憶は無いが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いのは納得できないので、再度審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社から提出されたコンピュータ記録及び申立人が所持する永年勤続表彰状により、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務していたことは確認できるものの、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 37 年 6 月 7 日に同社で被保険者資格を取得していることが確認でき、35 年 5 月 10 日に入社してから約 2 年間も雇用保険に加入していないこと、ii) 同社では、申立人が資格取得した 37 年 7 月 1 日に 85 人がまとめて資格取得しており、当時、当該事業所では、一定期間に採用した者をまとめて加入させていたことがうかがえることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 8 月 4 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われているところ、再申立てにおいては、申立人から、新たな事情及び資料等の提出は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、23 年 5 月 11 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から新たな事情及び資料等の提出は無く、

ほかに申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、その払出簿により、昭和 37 年 10 月 6 日に払い出され、同年 7 月 1 日に資格取得していることが確認でき、オンライン記録と一致することから、社会保険事務所（当時）における記録管理に不自然さは無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から28年4月1日まで
私の夫は、申立期間において、A県B市のC社D工場に正社員のE(職種)として勤務したが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているのは納得できない。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間以降に勤務していたF社から提出された労働者名簿の職歴欄により、申立人は、申立期間において、C社D工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は、「申立期間当時の資料は無く、不明。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立期間当時、C社D工場に勤務していた元同僚は、「昭和22年4月から28年4月まで当該事業所に勤務したが、申立人を覚えていない。当時、臨時工のような人はいた。」としており、申立人を当該事業所に紹介した元同僚の子は、「申立人は、父の紹介で勤務したと聞いているが、申立人の勤務期間は分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から 15 年 6 月 26 日まで
私の A 社に係る申立期間の標準報酬月額が、知らないうちに引き下げられているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る平成14年4月から15年5月までの標準報酬月額が34万円から9万8,000円に、申立人の知らないうちに引き下げられていると主張している。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、賃金台帳及び源泉徴収票等は保管されておらず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の遡及訂正等の形跡は無く、記録管理に不自然さは認められない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、平成14年6月14日に老齢厚生年金の裁定請求書を社会保険事務所（当時）に提出しており、同日付けで、申立人の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届が提出され、標準報酬月額が減額されていることが確認できるところ、老齢厚生年金の在職老齢年金は、当該減額された標準報酬月額に基づき支給されていることから、事業主である申立人は、在職老齢年金の全額停止から一部支給に変更するために、月額変更届を提出したものと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、当該事業所の代表取締役であったことが商業登記簿謄本で確認できるところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象としない旨規定されている。

そのため、仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたとしても、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 10 月 1 日まで
私は、A社B支店に勤務していた期間のうち、申立期間における標準報酬月額が下がっているが、当時、給与が下がった記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 59 年 10 月 1 日の定時決定で標準報酬月額が 26 万円から 24 万円に減額となっているのは納得できない。」と主張しているが、申立人から提出された昭和 59 年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料等の社会保険料の試算合計額と符合する。

また、A社は、「経歴表から、申立人は昭和 59 年 4 月の昇級（社員 13 職級・主務）により固定的賃金の変動があり、同年 7 月に随時改定を行ったものと推測するが、同年 10 月の定時決定において標準報酬月額が低下したことについては、当時の賃金台帳が保存期間 10 年を経過し残っていないため、経緯は確認できない。」と回答している。

さらに、申立人と同期入社で申立人と同様に昭和 59 年 10 月 1 日の定時決定で標準報酬月額が 26 万円から 24 万円に減額し、60 年 7 月 1 日の随時改定で 28 万円に増額となっている元同僚は、記録が正しいか否か不明としているが、当該元同僚から提出された 59 年分及び 60 年分の給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料等の社会保険料の試算合計額と符合する。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。